

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○昭和四十五年宮城県告示第八百十三号（鳥獣保護区の設定）の一部改正	（自然保護課）	一
○飼料試験結果の公表	（畜産課）	一
○平成二十年宮城県告示第七百九号（県営土地改良事業換地計画の縦覧）の取消し	（農村整備課）	三
○保安林の指定の解除の予定	（森林整備課）	三
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	三
○海岸保全区域の指定	（港湾課）	四
○都市計画決定の図書の写しの縦覧（二件）	（都市計画課）	五
○都市計画変更の図書の写しの縦覧（六件）	（同）	五
○土地区画整理組合の定款変更の認可	（同）	六
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	（大河原地方振興事務所）	六
○平成十九年度情報公開条例の施行状況	（県政情報公開室）	七
○平成十九年度個人情報保護条例の運用状況	（同）	九
○宮城県市町村職員共済組合平成十九年度決算の要旨の公表		一一
○仙台市職員共済組合平成十九年度決算の要旨の公表		一三

告 示

○宮城県告示第七百三十五号

昭和四十五年宮城県告示第八百十三号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十

年八月一日から施行する。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

化女沼鳥獣保護区の項第一号を次のように改める。

二 区域

大崎市古川小野地内、国道四号と市道旧国道線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し、市道上蝦沢線との交点に至り、同所から同市道を西進し、市道小高新田二号線に接続し、同市道を南西に進み、市道小高新田一号線に接続し、同所から同市道を南西に進み、市道朽木橋線との交点に至り、同所から同市道を西進し、県道化女沼公園線との交点に至り、同所から同県道を南進し、市道朽木橋線との交点に至り、同所から同市道を西進し、市道化女沼東線との交点に至り、同所から同市道を北及び西に進み、市道自動車道東宮沢二号線に接続し、同所から同市道を南西に進み、市道化女沼西線に接続し、同所から同市道を南東に進み、市道朽木橋線との交点に至り、同所から同市道を西進し、市道川熊清滝線との交点に至り、同所から同市道を北進し、市道宮沢高清水線との交点に至り、同所から同市道を北東及び東に進み、国道四号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

○宮城県告示七百三十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十年五月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「飼」を付けている。

○宮城県告示第七百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、平成二十年七月一日宮城県告示第七百九号で公示した県営土地改良事業換地計画の縦覧（富地区の換地計画の決定及びその関係書類の縦覧）を平成二十年七月七日付けで取り消した。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市谷川浜字谷川山一の一（国有林）（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百二十九号

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十年七月四日

二 商号又は名称等

伊藤 幸次 塗装工事業	大川 明雄 一般建設業	宮城建設株式会社 一般建設業	伊勢 捷一 一般建設業	千葉 鉄夫 一般建設業	株式会社伊勢電 一般建設業	大目建設株式会社 一般建設業	株式会社及川組 一般建設業	商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
平成二十年六月九日	平成二十年六月五日	平成二十年六月六日	平成二十年六月十日	平成二十年六月九日	平成二十年六月九日	平成二十年六月二日	平成二十年六月二日	伊藤塗装店	名取市増田五丁目一	第一万七十五号	全部廃業	
								大川工業株式会社	黒川郡富谷町富谷字源内五十七・三	第七千五百八十二号	一部廃業	
								宮城建設株式会社	栗原市栗駒中野上野原南二十	第二千六百六十号	一般建設業	
								伊勢 捷一	石巻市鹿又字新八幡前一	第九百五十三号	全部廃業	
								千葉 鉄夫	栗原市若柳字川南道伝前百七	第九百三十九号	全部廃業	
								株式会社伊勢電	石巻市鹿又字新八幡前一	第九百五十三号	全部廃業	
								大目建設株式会社	栗原市若柳字川南道伝前百七	第九百三十九号	全部廃業	
								株式会社及川組	栗原市栗駒岩ヶ崎上小路五・三	第七百二十七号	全部廃業	

株式会社サカモト大沼 毅彦	株式会社三城高橋 清治	有限会社八幡土柴山 春喜	社本 良忠	仙台市泉区本町十三・三十一	特・十九百三十二号	一部廃業 特定建設業	平成二十年六月十一日
柴田郡柴田町船岡中央一丁目九・十二	加美郡加美町字南寺宿三十二・二	栗原市若柳有賀字前谷地二十三・一	第一十九百四十八号	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	第一十九百四十八号	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十年六月六日
東松島市矢本字館下一十四	第一万三千三百八号	第一万九千六百	第一万九千六百十四号	一部廃業 土木工事業 石工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 建具工事業	第一万九千六百十四号	一部廃業 土木工事業 石工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 建具工事業	平成二十年六月十一日
有限会社兼富木村組 富男	第一万七千三百八号	第一万九千六百十四号	第一万九千六百十四号	全部廃業 一般建設業 大工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 ブロック工事業	第一万七千三百八号	全部廃業 一般建設業 大工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 ブロック工事業	平成二十年六月五日
仙南カイハツ商事株式会社 大沼 迪義	多賀城市新田字西四	第一万九千六百十四号	第一万九千六百十四号	全部廃業 一般建設業 大工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 ブロック工事業	第一万九千六百十四号	全部廃業 一般建設業 大工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 ブロック工事業	平成二十年六月五日

有限会社ピーエス東北 櫻井 洋一	東松島市牛網字駅前二丁目二・一	第一万七千七百七十七号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十年六月三日
ジャパンビルシステム株式会社 平山 雄一	石巻市開成一・三十八	第一万五千六百八号	一部廃業 一般建設業 大工事業 とび・土工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	平成二十年六月九日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第七百四十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する海岸の名称

宮城県三陸南沿岸御崎港海岸下の浜地区海岸

二 指定する区域

1 区域の表示

基点一から基点六まで順次に結んだ線、基点六と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点四まで順次に結んだ線、補助点四と基点七を結んだ線及び基点七と基点一を結んだ線により囲まれた区域

2 基準点、基点及び補助点の表示

基準点 気仙沼市唐桑町字崎浜九十八番一地内の点（北緯三八度五一分四五秒三五〇七七、東

経一四一度三九分五九秒五九一八五）

- 基点一 基準点から一九〇度〇九分〇三秒二五・五八メートルの地点
- 基点二 基点一から三三六度三一分五九秒一四・八五メートルの地点
- 基点三 基点二から三三〇度五二分四九秒三三・九〇メートルの地点

基点四 基点三から二八九度一〇分二九秒三五・五七メートルの地点
 基点五 基点四から二四八度四六分四八秒一三・〇九メートルの地点
 基点六 基点五から一六九度五三分一六秒一九・四三メートルの地点
 基点七 基点一から二四〇度〇三分三五秒一六・九一メートルの地点
 補助点一 基点六から一六九度五三分一六秒一・六一メートルの地点
 補助点二 補助点一から六七度三一分一六秒一・一七メートルの地点
 補助点三 補助点二から一〇度〇八分一七秒一七・四三メートルの地点
 補助点四 補助点三から一四二度三三分一〇秒三二・七〇メートルの地点
 ○宮城県告示第七百四十一号
 仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成二十年七月十一日

一 都市計画の種類及び名称
 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
 2 名称 卸町地区計画
 二 縦覧場所
 宮城県庁（土木部都市計画課）
 ○宮城県告示第七百四十二号
 仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成二十年七月十一日

一 都市計画の種類及び名称
 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
 2 名称 小田原四丁目地区計画
 二 縦覧場所
 宮城県庁（土木部都市計画課）
 ○宮城県告示第七百四十三号
 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成二十年七月十一日

平成二十年七月十一日
 一 都市計画の種類
 仙塩広域都市計画特別用途地区
 二 縦覧場所
 宮城県庁（土木部都市計画課）
 ○宮城県告示第七百四十四号
 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成二十年七月十一日

一 都市計画の種類及び名称
 1 種類 仙塩広域都市計画公園
 2 名称 二・二・二百二十九号 明石南一丁目公園
 二・二・二百三十号 明石南二丁目公園
 二 縦覧場所
 宮城県庁（土木部都市計画課）
 ○宮城県告示第七百四十五号
 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成二十年七月十一日

一 都市計画の種類
 仙塩広域都市計画用途地域
 二 縦覧場所
 宮城県庁（土木部都市計画課）
 ○宮城県告示第七百四十六号
 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成二十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類
仙塩広域都市計画高度地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百四十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

仙塩広域都市計画防火地域及び準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百四十八号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 あすと長町南部地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百四十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

二 事務所所在地

石巻市蛇田字新金沼四百一番地

三 設立認可の年月日

平成十五年三月五日

四 変更の内容

事務所の所在地

（変更前）第五条第一項 石巻市蛇田字新大塚二百五番地一

（変更後）第五条第一項 石巻市蛇田字新金沼四百一番地

過怠金及び督促手数料

（変更前）第八条第一項 郵便法第二十一条第二項

（変更後）第八条第一項 郵便法第二十条第一項

保留地

（追 加）第九条第五項 理事は、保留地となるべき土地のうち特に地区の利用増進に寄与する

と認められる土地に限り、保留地処分規程にかかわらず総代会の同意を得てその処分

をすることができる。

延滞金及び督促手数料

（変更前）第八十三条第一項 郵便法第二十一条第二項

（変更後）第八十三条第一項 郵便法第二十条第一項

五 変更認可の年月日

平成二十年七月四日

○宮城県告示第七百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、白石市土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届け出があった。

平成二十年七月十一日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 土 井 敏

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十年七月一日	佐 竹 芳	白石市大鷹沢三沢字五丁目一六四番地	理 事
平成二十年七月一日	佐々木 正 幸	白石市福岡長袋字河原沢三番地	理 事

平成二十年七月一日	安藤 佳生	白石市越河五賀字八幡六六番地一	理事
平成二十年七月一日	大野 清人	白石市福岡八宮字中ノ川七番地一	理事
平成二十年七月一日	日下 利幸	白石市福岡蔵本字良口三六番地	理事
平成二十年七月一日	佐藤 健治	白石市大平森合字上原町三六番地	理事
平成二十年七月一日	山崎 廣	白石市齋川字町尻南三番地	理事
平成二十年七月一日	須藤 未治	白石市越河平字麦田二五番地	理事
平成二十年七月一日	川村 義	白石市郡山字金倉一六番地	理事
平成二十年七月一日	佐藤 賢一	白石市郡山字上関下二四番地	理事
平成二十年七月一日	斎藤 國一	白石市福岡深谷字嶋内二三番地	理事
平成二十年七月一日	村上 仁志	白石市大平中目字桂坂八番地一	理事
平成二十年七月一日	菅野 浩一	白石市福岡深谷字鳥越一四番地	監事
平成二十年七月一日	阿部 忠	白石市大平森合字清水田五一番地二	監事
平成二十年七月一日	八島 孝夫	白石市越河字篤沢四九番地	監事

二 退任した者

平成二十年六月三十日	佐竹 芳	白石市大鷹沢三沢字五丁目一六四番地	理事
平成二十年六月三十日	佐々木 正幸	白石市福岡長袋字河原沢三番地	理事
平成二十年六月三十日	安藤 佳生	白石市越河五賀字八幡六六番地一	理事
平成二十年六月三十日	大野 清人	白石市福岡八宮字中ノ川七番地一	理事
平成二十年六月三十日	日下 利幸	白石市福岡蔵本字良口三六番地	理事

平成二十年六月三十日	佐藤 健治	白石市大平森合字上原町三六番地	理事
平成二十年六月三十日	山崎 廣	白石市齋川字町尻南三番地	理事
平成二十年六月三十日	須藤 未治	白石市越河平字麦田二五番地	理事
平成二十年六月三十日	川村 義	白石市郡山字金倉一六番地	理事
平成二十年六月三十日	佐藤 賢一	白石市郡山字上関下二四番地	理事
平成二十年六月三十日	阿部 幸	白石市福岡深谷字高野六番地	理事
平成二十年六月三十日	松野 俊雄	白石市大平中目字下中畑前五番地一	理事
平成二十年六月三十日	菅野 浩一	白石市福岡深谷字鳥越一四番地	監事
平成二十年六月三十日	阿部 忠	白石市大平森合字清水田五一番地二	監事
平成二十年六月三十日	八島 孝夫	白石市越河字篤沢四九番地	監事

公 告

○情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。）第三十七条の規定により、平成十九年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 行政文書の開示請求の件数及び処理状況
 条例第4条の規定による行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処 理 状 況						
	開 示	部 開 示	非開示	存否不 明拒否	文 書 不 存 在	その他	処 理 中
556	301	156	7	2	25	65	0

（注）「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

2 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

実施機関名	件数	処理状況					
		開示	不開示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他
知事	401	248	85	7	1	10	50
公営企業管理者	2	0	2	0	0	0	0
病院事業管理者	10	0	6	0	0	3	1
教育委員会	27	4	15	0	0	4	4
選挙管理委員会	68	41	26	0	0	0	1
人事委員会	2	0	1	0	0	0	1
監査委員	2	0	2	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	40	6	18	0	1	7	8
労働委員会	1	0	1	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
住宅供給公社	2	1	0	0	0	1	0
道路公社	1	1	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0

こども病院	計
0	556
0	301
0	156
0	7
0	2
0	25
0	65

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 不服申立ての状況

条例第6条第1項の規定による決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処理状況				取下げ	審理中
			決定（裁決）	却下	棄却	一部認可		
11	2	13	0	8	1	1	0	3
3	0	3	0	2	0	0	0	1
計	14	16	0	10	1	1	0	4

(2) 件名及び処理状況

イ 審査会に諮問されたもの

不服申立て年月日	件名	処理状況
平成17年2月7日	平成12年度分の少年課及び交通指導課の報償費関係文書の部分開示決定に対する審査請求	棄却
平成17年8月7日	平成10～12年度に〇〇町住民・団体から出された意見、苦情等の部分開示決定に対する異議申立て	一部認可
平成17年9月4日	〇〇高校管理職から提出された文書等の不存決定に対する異議申立て	認可
平成17年8月22日	懲戒処分が誤っていた場合の職員が受ける罰則等が記録された文書の不存決定に対する異議申立て	棄却
平成17年9月22日	豊教育長への事情聴取記録の不存決定に対する異議申立て	棄却

平成17年10月18日	特定の脅迫状及び供述調書の存否を明らかにしない決定に対する審査請求	棄	却
平成17年8月30日	処分等の根拠等に関する行政文書の不存在決定に対する異議申立て	棄	却
平成17年8月30日	特定の事件に関する所見及び調査記録等の存否を明らかにしない決定に対する異議申立て	棄	却
平成17年9月15日	特定の事件に関する所見及び調査記録等の存否を明らかにしない決定に対する異議申立て	棄	却
平成17年9月15日	特定の事件及び懲戒処分等に関する行政文書の不存在決定に対する異議申立て	棄	却
平成18年3月1日	教育職員の懲戒免職に関する処分書等の部分開示決定に対する異議申立て	棄	却
平成18年7月18日	介護支援専門員実務研修受講試験に関する調査結果の部分開示に対する異議申立て	審	理 中
平成18年5月15日	新しい教員の人事検討会議文書全て（特に協力委員が入った会議文書 平成13, 14, 15）の部分開示決定に対する異議申立て	棄	却
平成19年1月17日	平成12年度分の鑑識課、鉄道警察隊及び生活保安課の犯罪捜査協力報償費関係文書の部分開示決定に対する異議申立て	審	理 中
平成19年12月27日	市町村振興総合補助金関係文書の部分開示決定に対する異議申立て	審	理 中
平成20年1月25日	PFI導入可能性調査結果関係文書の部分開示決定に対する異議申立て	審	理 中

□ 審査会に諮問されなかったもの（取下げされたものを除く。）
なし

○個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号）以下「条例」とし、「条例」第六十一条の規定により、平成十九年度における条例の運用状況等について報告することとする。

平成二十二年七月十一日

宮城県知事 佐 井 廉 規

- 1 個人情報取扱事務の登録件数 1,034件
- 2 個人情報の開示請求の件数及び処理状況
条例第16条第1項による個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処 理 状 況					
	開 示	部分開示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他
51	26	16	1	1	4	3
						0

（注）「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は次のとおりである。

区 分	件 数	処 理 状 況					
		開 示	部 分 開 示	非開示	存 否 応 答 拒 否	文 書 不 存 在	そ の 他
実施機関名							
知 事	23	11	9	1	0	2	0
公 営 企 業 管 理 者	1	1	0	0	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	14	13	0	0	0	1	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	1	1	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	12	0	7	0	1	1	3
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0

平成18年5月8日	○校長、○教委、県教委が○研修に送る以前に事実確認を行った証拠に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月18日	事故報告書が議論にかけられた日が分かる文書に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月8日	○校長の意見書にある虚偽の申出による病体の証拠、診断書があるのに自己都合として○○を行わせた証拠に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月11日	弁護士記録と監督校長承認の違いが分かる書類等に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月11日	診断書期限が切れている場合に虚偽理由であるとして○○した行為が正当であるとする証拠等に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月11日	病体承認が服務規律違反となる証拠に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月11日	即日承認されたのに校長の了解なしに研修放棄したと認定できる証拠に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月11日	長特研検討結果の事実認定証拠に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月11日	○○が特定の行為を強要した記録に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て	審理中
平成18年5月15日	○事情聴取テープ文書を作成した職員氏名等に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て	審理中
平成18年7月10日	○教委あて第2期から第4期研修報告書に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て	審理中
平成18年7月10日	平成○年○月○日の年休が不許可となっている○○教委への文書に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て	審理中
平成18年7月13日	○号文書の関係機関への送付簿に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て	審理中
平成18年7月13日	長特研文書一切、不適切事実調査文書に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て	審理中
平成18年9月2日	○町からの○内申書の理由と非違事実を書いた文書(添付されたもの)に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て	審理中
平成18年12月18日	平成○年○月○日頃に発生した事故処理に関する物件事故報告書に記載されている個人情報の部分開示決定等に対する審査請求	審理中
平成19年1月8日	請求者の長期特別研修状況報告書(1期～4期の前期分)に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て	審理中

平成19年1月8日 請求者の長期特別研修状況報告書(1期～4期の前期分)に記載されている個人情報の不存決定に対する異議申立て

- 口 審査会に諮問されなかったもの(取下げされたものを除く。) なし
- 5 口頭による開示請求の件数 46,529件
- 6 訂正請求の件数及びその処理状況 0件
- 7 訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 1件 棄却
- 8 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況 なし
- 9 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況 なし

異 議

○調査員は調査結果を公表する。その旨を関係機関の役員に通知し、必要に応じて関係機関の役員に説明を行う。

平成19年1月8日 調査員 井口 聖

宮城県市町村職員共済組合平成19年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
12	22	1	19	54

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別	一 般	市町村長	特定消防	船員一般	任意継続	合 計
組合員数(人)	17,646	35	1,763	12	521	19,977
給料月額(千円)	長期	5,693,652	21,454	537,992	4,319	6,257,417
	短期	5,717,137	27,132	537,992	4,319	6,447,856
1人当たり 給料月額(円)	長期	322,660	612,969	305,157	359,892	321,619
	短期	323,991	775,211	305,157	359,892	322,764

3 組合職員の数、は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	20	3	4	3	1	1	32

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)									
負担金	4,579,692	14,734,296		165,130	266,094				
掛金	4,685,839	8,764,460			265,955				
施設収入・商品売上						296,748			
連合会交付金				88,583	6,818			11,695	
利息及び配当金	4,029		459,223	1,113	2,738	2,449	547,970	403,656	21
その他収入	497,899			699	14,999	17	49,820		31,766
他経理から繰入金				29,226		150,000			
前年度繰越支払準備金	856,818								
計	10,624,277	23,498,756	459,223	284,751	556,604	449,214	597,790	415,351	31,787
(支 出)									
給付金	5,632,013								
負担金払込金		14,734,296							
掛金払込金		8,764,460							
役職員給与				130,240	24,012	59,956	45,003	7,072	4,591
旅費・事務費				12,657	6,619	1,979	3,749	4,164	1,075
商品仕入						11,266			
飲食材料費						68,199			
委託費				11,123	6,156	4,645	310		
支払利息			459,223				382,112	350,093	19,592
連合会払込金	163,422							45,575	
連合会拠出金	450,117								
老人保健拠出金	1,416,182								
退職者給付拠出金	1,770,313								
介護納付金	736,706								
他経理へ繰入金	29,226				150,000				
その他支出	10,368			108,528	361,567	281,952	8,751	13,692	5,548
次年度繰越支払準備金	880,550								
計	11,088,897	23,498,756	459,223	262,548	548,354	427,997	439,925	420,596	30,806
差引当期利益金	464,620			22,203	8,250	21,217	157,865	5,245	981
年度末支払準備金	880,550								
年度末資本剰余金				40,923	19,404	1,515,074			9,673
年度末利益剰余金	609,425			311,494	840,359	4,929	1,117,412	531,477	146,788

○仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十年七月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十年七月十一日

仙台市職員共済組合理事長 笠 原 周 二

仙台市職員共済組合平成19年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	合 計
1	1

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別	一 般	市町村長	特定消防	任意継続	合 計	
組合員数(人)	8,705	1	960	134	9,800	
給料月額(千円)	長期	3,115,864	620	321,256		3,437,740
	短期	3,128,405	1,210	321,256	42,525	3,493,396
1人当たり 給料月額(円)	長期	357,940	620,000	334,642		355,653
	短期	359,380	1,210,000	334,642	317,349	356,469

3 組合職員の数、は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	貸 付	合 計
人 員	5	1	6

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付
(収 入)							
負担金	2,596,909	8,152,812		20,573	80,220		
掛金	2,629,125	4,878,681			80,157		
施設収入・商品売上					12		
基礎年金交付金							
利息及び配当金	6,580		215,659	381	821	103,966	218,821
その他収入	274,845			49,108	3,954		12,472
他経理からの繰入金				9,165	15,867		
前年度繰越支払準備金	436,378						
計	5,943,837	13,031,493	215,659	79,227	181,031	103,966	231,293
(支 出)							
給付金	2,823,864						
役職員給与				39,455	881	1,571	7,378
旅費・事務費				7,540	675	749	1,045
商品仕入							
飲食材料費							
委託費				9,845	740	183	147
支払利息			215,659			88,705	180,064
連合会払込金	89,870	13,031,493					24,799
連合会拠出金	248,021						
老人保健拠出金	942,014						
退職者給付拠出金	967,799						
介護納付金	431,856						
基礎年金拠出金負担金							
他経理へ繰入金	9,165						
その他支出	1,113			28,989	139,463	735	13,407
次年度繰越支払準備金	442,127						
計	5,955,829	13,031,493	215,659	85,829	141,759	91,943	226,840
差引当期利益金	11,992			6,602	39,272	12,023	4,453
年度末支払準備金	442,127						
年度末資本剰余金					1,663		
年度末利益剰余金	913,886			37,811	155,649	202,818	1,099,324